報酬等支給規程

(目　的)

第１条　この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント･相談員協会（以下「本会」という。）の行う事業において支払う報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

（本会主催の研修等の謝金）

第２条　本会が主催する研修等の講座の講師に支払う謝金（税別）は、会員、非会員を問わず、以下に定めるところによる。

　(1)学識者またはこれに準ずると認められる者

１時間当たり13,637円

(2)消費生活アドバイザー、消費生活相談員、消費生活コンサルタント、消費生活専門相談員の資格を有する者

　　１時間当たり4,546円

２　講座の時間、内容等を勘案し、業務執行会議の承認により (1)については１日当たりの謝金を45,455円までを上限として、(2)については１日当たりの謝金を18,182円までを上限として増額することができる。

３　原則、旅費交通費は謝金に含まれるものとする。ただし、当該講座を所管する理事が承認する場合には別途旅費交通費を支払うことができる。

（本会主催の講演会等の謝金）

第３条　本会が主催する講演会等に著名人を講師として招く場合の謝金は、１回につき90,910円（税別）を上限とする。ただし、業務執行会議の承認決議を経て181，819円まで増額することができる。

２　原則、旅費交通費は謝金に含まれるものとし、ただし、業務執行会議の承認により別途旅費交通費を支払うことができる。

(広報活動に関わる取材先への謝金)

第４条　本会の広報活動を目的とした取材先への謝金は原則無償とする。ただし、大学教授・弁護士、またはそれに準ずる専門人材への取材については、業務執行会議の承認を経て18,182円（税別）を上限に支払うことができる。

(学校以外の派遣講師の謝金)

第５条　外部（学校を除く）からの依頼によって本会会員を講師として派遣する場合に当該会員に支払う講師謝金は、依頼元から本会に支払われる金額にかかわらず、別表に定めるところによる。ただし、稟議により、謝金の金額を（別表）に定めるところから上限２割まで増額することができる。

２　依頼元が旅費交通費を負担しない場合は、旅費交通費は原則、本会からは支給しないが、稟議により、別途旅費交通費を支払うことができる。

３　講座の補助者には謝金は支払わない。ただし、講座の実施に必要なサポート業務を行う場合は、第10条により、業務委託料を支払うことができる。また、旅費交通費は別途支払うことができる。

(学校派遣講師の謝金)

第６条　本会会員を学校に講師として派遣する場合に当該会員に支払う報酬は、１校につき9,091円（税別）とする。ただし、同日に実施をする講座時間数が２時間を超える場合には、１時間を超える毎に4,546円を追加するが、１日の謝金の上限は、実施した時間にかかわらず18,182円とする。旅費交通費は別途支払うことができる。

２　随行者については、謝金は支払わない。ただし、講座の実施に必要なサポート業務を行う場合は、第10条により、業務委託料を支払うことができる。また、旅費交通費は別途支払うことができる。

（相談業務の謝金）

第７条　本会消費者相談室の相談員に支払う謝金は、１日当たり8,182円（税別）とする。

（Ｃｏｎｓｕｍｅｒ ＡＤＲにかかる業務への謝金）

第８条　Ｃｏｎｓｕｍｅｒ ＡＤＲ委員会の委員に支払う謝金（税別）は、１日当たり5,455円とする。

２　Ｃｏｎｓｕｍｅｒ ＡＤＲ委員会の事務局業務に対し支払う謝金（税別）は、１日当たり5,455円とする。

３　Ｃｏｎｓｕｍｅｒ ＡＤＲ委員会の指導弁護士に対し支払う謝金（税別）は、１回につき45,455円を上限とする。

４　Ｃｏｎｓｕｍｅｒ ＡＤＲの担当手続実施者に支払う謝金（税別）は、以下に定めるところによる。

(1)手続実施者(弁護士を除く。)

１日当たり8,182円

(2)手続実施者（弁護士）

１日当たり45,455円

（執筆等に対する謝金）

第９条　本会が受託した事業において、委託元が認める場合には、原稿を執筆した会員に対して謝金を支払うことができる。ただし、400字につき2,637円（税別）を上限とする。

(その他の業務委託に対する業務委託料)

第10条 その他、会員等に対し業務を委託する場合は、当該業務に必要とする標準時間を予め定め、原則、1時間当たり1,200 円（税別）として換算して業務を委託する。

（その他）

第11条　この規程に定めるもののほか、報酬等の支給に関し必要な事項は、業務執行会議において協議して決するものとする。

（規程の改廃)

第12条　この規程は、理事会の過半数の承認によって改廃することができる。

（附　則）

第１条　この規則は、平成19年11月18日から施行する。

第２条　この規則の改正部分は平成23年４月１日から施行する。

第３条　この規則の改正部分は平成27年３月７日から施行し、平成26年11月30日から適用する。

第４条　この規則は、2020年２月29日に改正し、2020年４月１日から施行する。

第５条　本規則は、その名称を報酬等支給規則（細則）から報酬等支給規程（本規程）に改めるとともに、改正部分を2021年３月６日から施行する。

第６条　この規程は、2022年３月５日に改正し、2022年４月１日から施行する。

第７条　この規程は、2022年８月24日に改正し、2022年８月25日から施行する。

(別　表)

|  |  |
| --- | --- |
| 講座時間 | 講師謝金 (円) |
| 60分まで | 11,819 （税別）　13,000　(税込) |
| 60分を超え120分まで | 15,455 （税別）　17,000 （税込） |
| 120分を超え180分まで | 19,091 (税別)　 21,000 (税込) |
| 180分を超え240分まで | 22,728 （税別）　25,000 （税込） |
| 240分を超え300分まで | 26,364 （税別）　29,000 （税込） |
| ※以降60分毎に 3,637円(税別)4,000円（税込）を加算する | |